

○財務省告示第七十九号

中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和六年四月財務省告示第百十九号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について、同条第九項の規定により暫定的な関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

財務大臣 加藤 勝信

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第八五四五・一一号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。

以下「黒鉛電極」という。）

(二) 特徴 円柱状のもので、主として電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極として使用される。

二 法第八条第九項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第九項の規定により指定された期間

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号。以下「令」という。）の施行の日から令和七年七月二十八日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

中国産黒鉛電極について関税率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（令和七年二月財務省告示第五十二号。以下「第五十二号告示」という。）で告示したとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、暫定的な不当廉売関税を

課することが決定された。

五 その他参考となるべき事項

令において定める不当廉売関税の税率については第五十二号告示における黒鉛電極の生産者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表の上欄に掲げる者を生産者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

別表

生産者	税率
方大炭素新材料科技股份有限公司	九十五・二%
吉林炭素有限公司	九十五・二%
遼寧丹炭科技集団有限公司	九十五・二%
介休市志堯炭素有限公司	九十五・二%
大同宇林徳黒鉛新材料股份有限公司	九十五・二%
河南紅旗渠新材料有限公司	九十五・二%

焦作市中州炭素有限公司	九十五·二%
開封平煤新型炭材料科技有限公司	九十五·二%
遼寧鑫瑞黑鉛新材料有限公司	九十五·二%
靈石鼎揚帆炭素科技有限公司	九十五·二%
南通揚子炭素股份有限公司	九十五·二%
山西鑫賢炭素材料科技有限公司	九十五·二%
昇瑞能源科技有限公司	九十五·二%
四川廣漢士達炭素股份有限公司	九十五·二%
四川昭鋼炭素有限公司	九十五·二%
烏蘭察布市福興炭素有限公司	九十五·二%
烏蘭察布市旭峰炭素科技有限公司	九十五·二%
遼寧鴻達電炭有限公司	九十五·二%
寶方炭材料科技有限公司	九十五·二%

吉林炭素新素材有限公司	九十五·二%
旭日精密炭素（大連）有限公司	九十五·二%
山東旭日石墨新材料科技有限公司	九十五·二%
撫順金利石化炭素有限公司	九十五·二%
大連邦誼石墨材料有限公司	九十五·二%
嘉隆新材料有限公司	九十五·二%
河北瑞通炭素股份有限公司	九十五·二%
江蘇江龍新能源科技有限公司	九十五·二%
合肥炭素有限公司	九十五·二%
吉蒙炭素有限公司	九十五·二%
山西聚賢黑鉛新材料有限公司	九十五·二%
江蘇江龍新材料科技有限公司	九十五·二%
大連西姆晶正貿易有限公司	九十五·二%

QINGDAO YIJIA E. T. I. CO., LTD.

SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT

大連藍艦科技有限公司

大連精芸炭素有限公司

吉林市松江炭素進出口有限公司

北京國鋼國際貿易有限公司

河南高碩新材料科技有限公司

南宮市聚純炭素有限公司

山西西姆東海炭素材料有限公司

松江市吉林炭素有限責任公司

撫順市東方碳素有限公司

興和果木子炭素有限責任公司

眉山士達新材料有限公司

九十五·二%

遼寧丹炭新材料有限公司	九十五・二%
その他の者	九十五・二%